

意見公募制度（パブリックコメント）結果について

浜田市緑の基本計画（案）に関する意見と浜田市の考え方

NO	意見の概要	浜田市の考え方
1	<p>計画の中で「保全系の緑」と「創出系のみどり」と表現を使っておられましたが、どうもしっくりこないような気がします。この計画は森林、農地、公園など広範囲に扱っておられ「保全系の緑」は基本的には人間の手の加えられることの無い自然が本来持っている緑と定義されておられますが、森林などは遷移していきますので現状を維持しようと思えば人為的圧力が必要です。自然の保護とは何か考えますと森林生態学が専門の只木良也さんの言葉をお借りすれば保存、保全、防護、修復、維持の使い分けだろうと思います。保全か創出かで分けるだけでは不十分でしょう。また 適正な管理と保全を考えた場合 強めの保護政策を取ってしまうと京都の嵐山がアカマツの美林から常緑広葉樹の森へ遷移してしまった事例のように本来の目的が達成できない事態になってしまいます。</p>	<p>本計画では公共施設等として維持・管理・整備される「施設緑地」と、様々な法律の下、土地利用コントロールの中で確保される「地域制緑地」に大別し、それらの整備及び維持・保全に関する事項を明らかにすることとしています。</p> <p>したがって、「保全系の緑」と、「創出系の緑」の枠組みについては、都市緑地法における趣旨も踏まえた上で、「施設緑地」と「地域制緑地」の定義に照らし大別したものです。</p> <p>ご指摘いただいた「森林の維持」等に必要と考え方については、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方を示す「地域森林計画」において示されており、本計画は、それらと整合を図りながら「森林の維持」等に取り組むこととしています。</p> <p>本計画につきましては、いただきましたご意見を踏まえ、「2. 浜田市の緑の現況 2-1. 主な緑の要素」(P17) おける「保全系の緑」と、「創出系の緑」の枠組みに関する記述を修正しました。</p>

NO	意見の概要	浜田市の考え方
2	<p>国土交通省が「都市公園の樹木の点検、診断に関する指針（案）」のパブリックコメントを最近まで募集していました。今後この案が都市公園の管理について通達されるかと思いますが、浜田都市計画区域内の特に城山の樹木を観察して見ますとコフキタケなどの材腐朽菌の影響を受けているものや落枝や倒伏のおそれのあるものが見受けられます。重大事故の発生リスクを考えますと各公園内の点検と今後の対応どうするか検討が必要でしょう。</p>	<p>「城山公園」については、地域のシンボルや本市の観光振興拠点となる歴史的・文化的・自然的資源を活用した都市公園として再整備し、歴史や文化、魅力的な桜などの多彩な資源や個性を活かしつつ、それらを保全・活用することで、市の魅力づくりとにぎわいづくりの拠点を目指しております。</p> <p>今後は、その実現に向けた整備等の中で適切な対応を行うとともに、各公園内の点検等についても本計画内の基本施策「維持管理のしくみづくり」（P77）において、公園緑地の維持管理の充実を目指すこととしています。</p>
3	<p>春の桜に秋の紅葉といった風景は私たち日本人の好む景観の一つだろうと思います。この都市計画区域にはいくつもの桜が植えられ地元住民が大切に見守っているものも多数あります。この桜の半数以上は染井吉野だと思いますが、多くが高齢化しテングス病や踏圧による土壌の排水性の低下など樹勢衰退が見受けられます。緑化に関わる多様な人材の育成として「桜守」の制度を検討して頂ければ桜に関わっている者にとっても弾みとなりますが、どうでしょうか？</p>	<p>桜は、平成21年に「市の木」として制定しており、市内数ヶ所に、多くの人々に愛される「桜」の大樹が存在しており、引き続きそれらを適切に維持管理していくことの重要性を認識しています。</p> <p>また、桜だけにとどまらず、本市の緑豊かな潤いある環境を継続的に維持し充実していくためには、行政だけでなく、市民、企業、NPOなどの多様な団体がそれぞれの役割分担を踏まえつつ、協働して取り組むことが重要と考えます。</p> <p>本計画内の基本施策「緑の維持管理のしくみづくり」（P77）において、多様な主体の協働による緑の維持管理として、市民、企業、団体などと行政の協働による公園の樹木や街路樹等の手入れ、清掃、森林・田園環境の維持保全などとしており、ご提案頂いた「桜守」のような体制も幅広く検討しながら適切な維持管理に取り組みたいと考えています。</p>